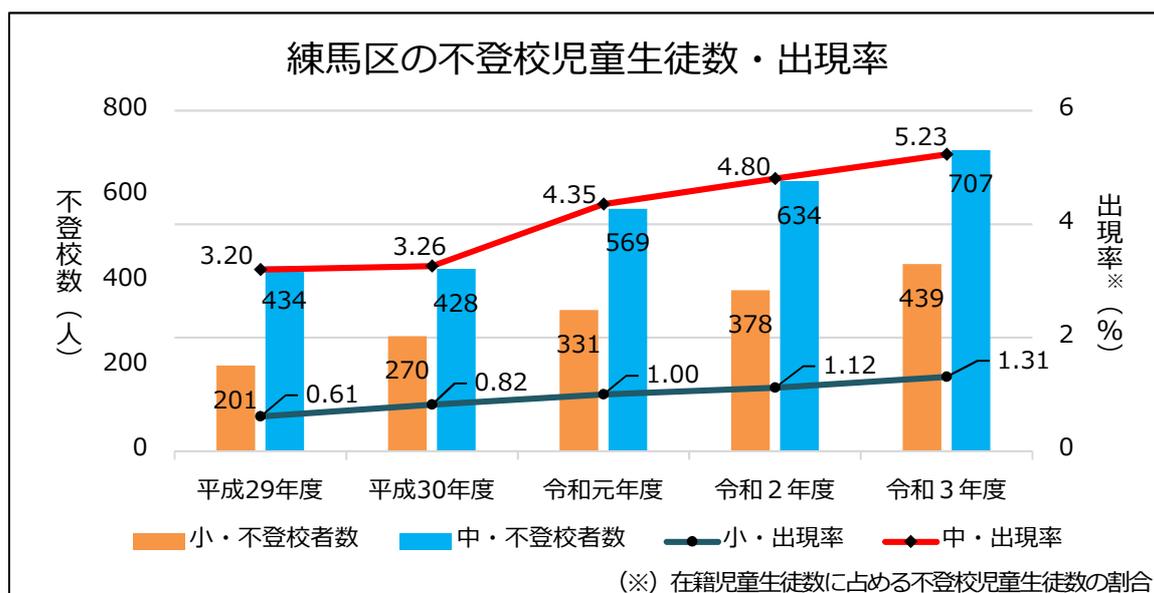


第1章 不登校対策方針改定の趣旨

「練馬区教育委員会 不登校対策方針」は、不登校対策の充実を図ることを目的として平成29年4月に策定し、平成31年4月には、国の動きや区の事業進捗を踏まえ、改定を行いました。

区では、本方針に基づき、不登校児童生徒への支援を行ってきましたが、不登校児童生徒数は依然として増加傾向にあります。



また、不登校児童生徒への支援に対する考え方について、令和元年10月の文部科学省通知では「学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す」としています。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による臨時休業の実施や教育活動の制限、ICTを活用した教育の開始など、児童生徒を取り巻く環境が変化しました。

こうした中、区では、不登校の多岐にわたる要因の分析やこれまでの取組の効果検証を行い、不登校児童生徒への支援等を検討する基礎資料とするため、令和3年度から4年度にかけて、「練馬区不登校に関する実態調査」を実施しました。

不登校児童生徒への支援に対する考え方や児童生徒を取り巻く環境の変化などに対応するとともに、調査結果を踏まえた不登校対策とするため、本方針を再度改定することとしました。

不登校の定義（文部科学省）

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし「病気」や「経済的理由」による者を除く）で、年度間に30日以上登校しなかった者

※令和2年度および3年度は、「新型コロナウイルスの感染回避」による者も不登校の対象から除く。